

2025 年 5 月 27 日

報道各位

ニューホライズンキャピタル株式会社

**Shinwa Wise Holdings 株式会社の普通株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

ニューホライズンキャピタル株式会社（本社 東京都港区、代表取締役 安東 泰志）が運営するニューホライズン 4 号投資事業有限責任組合及び Catalyst Art Investments 株式会社（本社 東京都港区、代表取締役 米田 岳 以下、二社を総称して「公開買付者ら」といいます。）は、Shinwa Wise Holdings 株式会社（東京証券取引所スタンダード市場 証券番号 2437 以下、「対象者」といいます。）の普通株式につきまして、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 4 月 10 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 5 月 26 日をもって終了いたしました。応募株券等の総数(620,417 株)が買付予定数の下限(1,589,700 株)に満たなかったため、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、公開買付け結果の詳細につきましては添付の「Shinwa Wise Holdings 株式会社（証券コード：2437）の株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご確認ください。

以上

この件に関する問い合わせ先（弊社広報担当）：

インターナショナル・ファイナンシャル・コンサルティング株式会社

竹江、倉持 連絡先：03-5532-8921

2025 年 5 月 27 日

各 位

東京都港区西新橋二丁目 8 番 6 号
ニューホライズン 4 号投資事業有限責任組合
無限責任組合員 ニューホライズンキャピタル株式会社
代表取締役 安東 泰志

東京都港区赤坂一丁目 1 4 番 5 号
アークヒルズ・エグゼクティブタワー S 9 0 1
Catalyst Art Investments 株式会社
代表取締役 米田 岳

**Shinwa Wise Holdings 株式会社（証券コード：2437）の株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

ニューホライズン 4 号投資事業有限責任組合（以下「及び Catalyst Art Investments 株式会社（以下、両者を総称して「公開買付者ら」といいます。）は、Shinwa Wise Holdings 株式会社（証券コード：2437、株式会社東京証券取引所スタンダード市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式を対象とする、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 4 月 10 日から本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが 2025 年 5 月 26 日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称	ニューホライズン 4 号投資事業有限責任組合
所在地	東京都港区西新橋二丁目 8 番 6 号

名称	Catalyst Art Investments 株式会社
所在地	東京都港区赤坂一丁目 1 4 番 5 号

(2) 対象者の名称

Shinwa Wise Holdings 株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,382,600 (株)	1,589,700 (株)	3,382,600 (株)
(内訳) NH-4	2,151,600 (株)	1,434,400 (株)	2,151,600 (株)
(内訳) CAI	1,231,000 (株)	155,300 (株)	1,231,000 (株)
合計	3,382,600 (株)	1,589,700 (株)	3,382,600 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,589,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,382,600株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注4) 公開買付末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(注5) 公開買付者らそれぞれによる応募株券等の買付方法については、応募株券等の総数のうち、1,330,900株までの株式数については、NH-4が買付け等を行い、1,330,900株を超える株式数2,051,700株については、そのうち、NH-4が40%の、CAIが60%の買付け等を行う(但し、端数が生じた場合には、CAIの買付予定数についてはこれを切り捨てるものとし、NH-4の買付予定数については、これを切り上げるものとします。)ものとします。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年4月10日(木曜日)から2025年5月26日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金400円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,589,700 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(620,417 株)が買付予定数の下限(1,589,700 株)に満たなかったため、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 5 月 27 日に本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	620,417 株	—株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券()	—	—
合計	620,417 株	—
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	15,137 個	(買付け等前における株券等所有割合 14.10%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	15,137 個	(買付け等後における株券等所有割合 14.10%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)

対象者の総株主等の議決権の数	107,276 個	
----------------	-----------	--

(注1)「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」を加えた議決権の数を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年2月27日に提出した第36期半期報告書に記載された2024年11月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年4月8日に公表した「2025年5月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年2月28日現在の対象者の発行済株式総数(10,736,118株)に係る議決権の数107,361個を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
該当事項はありません。

② 決済の開始日
該当事項はありません。

③ 決済の方法
該当事項はありません。

④ 株券等の返還方法
返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録（応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、公開買付者が2025年4月10日に公表した公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所
- ニューホライズン４号投資事業有限責任組合
(東京都港区西新橋二丁目８番６号)
- Catalyst Art Investments 株式会社
(東京都港区赤坂一丁目１４番５号アークヒルズ・エグゼクティブタワーＳ９０１)
- 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町２番１号)